

アクションプランにおける行財政改革の基本的方向性

1 計画策定の趣旨

本町におけるこれまでの行財政改革については、住民への行政サービスの低下を極力招かないように配慮しながら、行財政運営における無駄の排除、職員数の削減による人件費の抑制等の内部努力を中心に行うことで、新たに生じる行政需要の財源の一部としてきました。

しかしながら、中期財政見通しによると、平成 28 年度以降の財源不足額は、今後も更に拡大するものと見込まれている一方で、これまで財源不足の補てんとして活用してきた財政調整基金の残高が底をつく状況になるなど、本町の財政運営は、非常事態ともいえるべき危機的な状況に直面しています。そのため、現下の厳しい財政状況を踏まえた場合、これまでと同様に右肩上がりの経済成長にあわせて拡大してきた行政サービスを現状のまま提供し続けることが困難になってきています。

特に、ここ数年の予算編成においては、歳出超過に対して、財政調整基金の取崩しや退職手当債^{※10}の発行等による臨時的な財源対策を講じてきましたが、同様の手法が不可能になりつつあることから、財政構造の転換を図ることが喫緊の課題となっています。

本町においては、年間 2,000 万人が訪れる観光地という特性から、多くの観光客の受入れに必要となるごみ処理や下水道、消防救急業務等に多額の経費がかかっている半面、人口規模に対して税収が多いことから、全国でも数少ない地方交付税^{※11}不交付団体となっています。そのため、制度上、歳入を地方交付税に頼ることができないことから、これまでも自らの経営努力、行財政改革の推進により、効率的な行財政運営に取り組んできました。そして、今後も自己決定、自己責任の原則に基づき、自主的・自立的な行財政運営を進めていく必要があります。

2 基本理念及び基本方針

本町においては、簡素で効率的な行政運営を目指し、経費節減、人員削減等の減量・削減型の行財政改革を行ってきましたが、長年にわたる行財政改革の取組みにより、年々削減余地が狭まってきており、人口減少社会をはじめ、人口構造や社会経済情勢が大きく変化していくなかで、これまで同様の削減型の行財政改革だけでは、安定した行財政運営を行っていくことが困難になってきています。

そこで、本プランの策定にあたっては、時代の変革に耐えうる行財政の体質改善を行うとともに、あらゆる角度から現在の行財政運営を見直し、持続可能な財政構造への転換を図り、現在置かれている厳しい財政状況を乗り切るために、本町の目指すべき行財政改革の基本理念を『**自立した行財政運営の確立に向けた緊急改革**』とし、基本理念の実現のため、次のとおり 3 つの基本方針を掲げることとします。

※10) 退職手当債：団塊の世代の大量定年退職等に伴う退職手当の大幅な増加に対処するため、平成 18 年度から 27 年度に限り、人件費削減に取り組む地方公共団体を対象に、退職手当の財源として発行が許可される地方債

※11) 地方交付税：地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障するために、国が地方公共団体に対して交付する税（地方交付税交付金）

自立した行財政運営の確立に向けた緊急改革

■基本方針1 将来に負担を先送りしない持続可能な財政構造への早期転換

直面する財政危機を克服し、将来にわたって安定した行政サービスを提供するために、財政健全化プランの改革の方向性を継承し、町税等の徴収率の一層の向上による自主財源の確保や、受益者負担の適正化による歳入の確保を図るとともに、徹底した歳出削減に努めることで、早期の収支均衡を目指し、基金や地方債に過度に依存しない持続可能な財政構造を確立します。

■基本方針2 時代の変化に即応する行政サービスの再構築

社会経済情勢の変化による新たな行政課題や、多様化・複雑化する住民ニーズに的確かつ迅速に対応するためには、限りある財源や人的資源を効率的・効果的に活用する必要があります。そのため、これまでの行政改革の取組みを継承・発展させ、当初の目的を達成したものや事業目的が希薄化したものなど、既存の事務事業の抜本的な見直しや事務改善による経費節減に取り組むとともに、「選択と集中」により、優先度の高い事務事業や真に必要な行政サービスに予算を重点的に配分します。

■基本方針3 人口減少社会に対応した新たな基礎自治体の形成

人口急減・超高齢化という地方公共団体が直面する大きな課題に対して、国では、まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」及び「総合戦略」を閣議決定するなど、国を挙げて人口減少克服と地方創生^{※12}に向けた総合的な取組みが進められています。そのため、本町においても、中長期的な視点から、人口減少社会の進展に的確に対応し、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくために、町民への積極的な情報発信や情報共有を図ることにより、町政への透明性を高め、「箱根町自治基本条例」に基づく協働^{※13}のまちづくりを推進します。

3 計画期間

平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

ただし、平成 29 年度から開始する箱根町第 6 次総合計画との整合性を図り、計画期間の中間年度にプランの見直しを実施することとします。

※12) 地方創生：人口急減・超高齢化という大きな課題に対し、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を構築すること。

※13) 協働：町民と行政が対等な立場で、各々の組織の目的（使命）の実現や共通する課題の解決のために、それぞれの資源や能力等を持ち寄り、連携・協力していくこと。